

秋田県告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成31年1月15日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域及び供用開始の区間

| 道路の種類 | 旧新別 | 路線名 | 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (キロメートル) |
|-------|-----|-------------|---------------------------------|-----------------|-----------------|
| 県道 | 旧 | 入道崎寒風 山線 | 男鹿市北浦相川字神田116番1地先から46番1 地先まで | 6.5 | 0.016 |
| | 新 | 入道崎寒風 山線 | ” | 7.5 | 0.016 |

2 供用開始の期日 平成31年1月15日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田市山王四丁目1番2号 秋田県秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成31年1月15日から同月29日まで（日曜日及び土曜日を除く。）